

赤穂市民病院

地域包括ケア病棟開設のお知らせ

当院では、急性期治療後の在宅医療に向けた医療や支援を行うため、平成 28 年 12 月 1 日より、地域包括ケア病棟（59 床）を開設いたしました。

【地域包括ケア病棟とは】

手術や検査、治療が終了した後の患者様や、病状が落ち着いている患者様の中で、すぐに在宅や施設へ移行するには不安のある場合に、在宅復帰に向けての「準備を整える」ための病棟です。

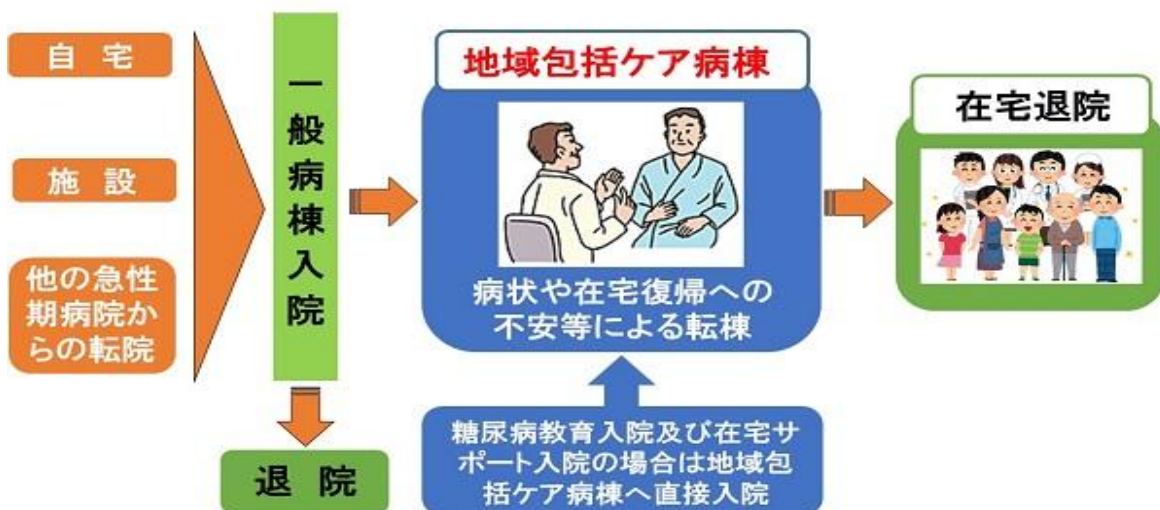
【受け入れ対象となる患者様】

- ① 入院治療により状態は改善したが、当院でもう少し経過観察が必要な患者様
- ② 入院治療により病状が安定し、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な患者様
- ③ 在宅での生活にあたり準備が必要な患者様
- ④ 在宅療養中の方で一定期間の治療、教育、リハビリが必要な方で在宅に戻れる患者様

【入院期間】

入院期間は地域包括ケア病棟に入棟後、最長 60 日間で限度です。

【入院から退院までのイメージ】



【入院費用について】

入院費用については一日に係る費用は決まっており、入院基本料、投薬料、注射料、処置料、検査料、画像診断料、リハビリテーション料などの費用が含まれます。ただし、手術料などは別途費用がかかります。